

マイナンバー違憲訴訟・東京訴訟 第7回口頭弁論と報告集会

前回、裁判長が突然の交代。後任の男澤聡子裁判長は、この裁判を政策形成的裁判ではなく、私人間の裁判のように訴訟指揮し、番号制度の全容が未解明の場合でも結審する意向を表明しました。裁判は山場へ。大勢の参加・傍聴で裁判を応援しましょう。

●日時 2017年11月7日(火曜日) 14時00分開廷 (傍聴券交付予定ありません)

●場所 東京地方裁判所(裁判所合同庁舎) 1階 103号法廷(約100人傍聴可)

●交通 東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口徒歩1分
東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口徒歩約3分

●スケジュール

13時45分 ミニ説明

・東京地裁103号法廷脇の待ち合わせスペースで開廷前のミニ説明を行います。

14時00分 開廷

・直接、東京地裁103号法廷にお越しください。

・原告が、2008年住基ネット最高裁判決の前提と番号制度の前提は全く異なり、最高裁判決の「基準」では番号制度を審査できないことなどを反論する予定です(法廷では要旨を弁論します)。

閉廷後の報告集会

・閉廷後、TKP新橋カンファレンスセンター6階カンファレンスルーム6G(港区西新橋1-15-1)に移動して報告集会を開きます。弁護団が裁判のやりとりをわかりやすく解説します。

★裁判・報告集会は、どなたでも傍聴・参加できます。この問題に関心を寄せる方の傍聴・参加を呼びかけます。

★手荷物検査に長い列ができる場合があります。時間に余裕をもって法廷にお入りください。

●お問い合わせ

マイナンバー違憲訴訟・東京弁護団

電話 03-3586-3651(東京合同法律事務所 担当弁護士:瀬川)

